

倉敷市立連島神亀小学校 いじめ問題対策基本方針

いじめに関する現状と課題

- ・昨年度の本校のいじめ認知件数は13件あった。
- ・いじめには認知されていないが、子ども同士のトラブルは多い。人間関係が希薄で、集団としてのつながりがしっかりもてないことが原因と考えられる。
- ・現在毎週金曜日に、生徒指導連絡会を行い、児童の実態把握に努めているが、いじめの未然防止のためにはより組織的な取組を行う必要がある。

いじめ問題への対策の基本的な考え方

- ・いじめ対策委員会を中心として、いじめの防止やいじめへの対応を組織的に行う。
- ・教育相談アンケートやQUから得られた情報を教職員間で共有することにより、いじめの防止や早期発見を図る。
- ・いじめを生まない心情を高めるための授業の創造やいじめを生まない力量を高めるための職員研修のあり方について研究していく。

〈重点となる取組〉

- ・QUを活用することにより、いじめを生まない望ましい学級集団づくりに取り組む。
- ・年2回の「なかよし週間」において、児童会が実施する取組を支援し、人権についての意識を高める

保護者・地域との連携

〈連携の内容〉

- ・インターネット上のいじめ問題や情報モラルについて、生徒指導便りを通して啓発を図る。
- ・学校評議員との連携を密にして、校外での情報を積極的に取り入れ、いじめの早期発見に努める。
- ・学校支援事業を活用し、登下校の見守りをお願いすることで、登下校時のトラブルをできるかぎり防ぐ。

学 校

いじめ対策委員会

〈いじめ対策委員会の役割〉

- ・基本方針に基づく取組の中核を担う。
- ・発生したいじめ事案についての対応を行う。

〈いじめ対策委員会の開催時期〉

- ・年3回といじめ事案発生時。

〈いじめ対策委員会の内容の教職員への伝達〉

- ・職員会議及び終礼。

〈いじめ対策委員会の構成メンバー〉

○校外

- ・SC, SSW, PTA 会長等(必要時)

○校内

- ・校長, 教頭, 教務, 生徒指導主事, 教育相談担当
関係職員

全 教 職 員

関係機関等との連携

〈連携機関名〉

- ・倉敷市教育委員会

〈連携の内容〉

- ・保護者支援のためのSSWの派遣

〈学校側の窓口〉

- ・教頭

〈連携機関名〉

- ・水島警察署

- ・学校警察連絡協議会

- ・青少年育成センター

〈連携の内容〉

- ・非行防止教室の実施

- ・情報交換 ・情報モラル教室の実施

〈学校側の窓口〉

- ・教頭, 生徒指導主事

学 校 が 実 施 す る 取 組

① いじめの防止	<p>(教育課程)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・道徳、学級活動を中心にいじめに関わる単元を洗い出し、いじめの防止という視点をもって授業を行う。 <p>(教職員研修)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・教職員の指導力向上のために、QUの活用方法についての研修を行う。 <p>(保護者への啓発)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・PTA 人権教育推進委員会や情報モラルに関する生徒指導便りなどで未然防止の大切さについて理解を深める機会をつくる。
② 早期発見	<p>(実態把握)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年3回の教育相談週間の前や毎月1回のアンケートと6月終わりと11月に行うQUにより、児童の実態をしっかりと把握し、いじめの早期発見に努める。 <p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・毎週金曜日の生徒指導連絡会で児童の気になるところや状態の変化を各担任から報告してもらい、情報の共有化を図る。
③ いじめへの対処	<p>(いじめの発生時)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめが発生したという報告を受けたときには、速やかに事実確認を行い、管理職に報告をする。 <p>(組織的な対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・いじめの事実が確認された場合は、いじめ対策委員会を開き、組織的な対応を検討する。 <p>(情報の共有)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・全職員で情報を共有し、いじめられた児童の支援といじめた児童への指導、保護者への対応に職員が丸となってあたる。

【様式2】

倉敷市立連島神亀小学校 いじめ問題への対策に関する年間計画

	会議, 委員会 等	学校が実施する取組		
		① いじめ防止の取組	② 早期発見の取組	③ いじめへの対処
4月	職員会議 ・基本方針, 指導計画の 確認		○アンケート	
5月	○いじめ対策委員会		○アンケート	
6月	○学校評議委員会	○なかよし週間(人権教育担当) ○教育相談週間(教育相談担当)	○QUの実施 ○教育相談アンケート	○QUの活用方法の研修 (集団づくり担当) ○アンケート結果の検討及び対処
7月	○職員研修	○非行防止教室(水島警察署)	○個人懇談 ○アンケート	
8月	○PTA 人権教育推進委員 会			
9月	○PTA 人権教育研修会 ○いじめ検討委員会		○アンケート	
10月			○アンケート	
11月	○学校評議委員会	○なかよし週間(人権教育担当) ○教育相談週間(教育相談担当)	○QUの実施 ○教育相談アンケート	○QUの活用方法の研修 (集団づくり担当) ○アンケート結果の検討及び対処
12月			○個人懇談 ○アンケート	
1月		○情報モラル教室	○アンケート	
2月	○学校評議委員会	○教育相談週間(教育相談担当)	○教育相談アンケート	○アンケート結果の検討及び対処
3月	○いじめ検討委員会 ・取組の検証		○アンケート	

年間を通して, 行う取組

- ・毎週金曜日に行う生徒指導連絡会で全職員による情報の共有化を図る。
- ・子どものよさを見つける, ほめる, 認める指導を通して自尊感情を高める。(無言清掃などを中心に)
- ・あいさつやルールの大切さを理解させ, 望ましい集団づくりを行う。